

# 災害発生時の対応（水災害編）

【実施要件】 以下の警報等が発表された場合・  
○大雨警報 ○暴風警報 ○土砂災害警戒情報 ○線状降水帯情報

勤務時間外の参集基準（※勤務時間内は全職員が対応）  
指定管理者職員の1～2名が配備

市営住宅入居者からの連絡等を受けて記録、警報等の解除後に事後対応

【実施要件】 船橋市災害対策本部が設置された場合（以下A・Bパターン）

A：非常第1 配備  
1.各種特別警報が発表されたとき  
2.次の警報が発表または予測され、市長が必要と認めたとき  
○大雨警報 ○洪水警報 ○暴風警報 ○波浪警報 ○高潮警報 ○大雪警報 ○土砂災害警戒情報 ○線状降水帯情報  
3.台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生するおそれがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき  
  
指定管理者職員の2～3名が配備

B：非常第2 配備  
市域に甚大な被害が発生した場合、または発生するおそれがあるときなど、市長が必要と認めたとき  
  
指定管理者の全職員が配備

